

# 紹介受診重点医療機関について

令和5年(2023年)11月  
熊本県健康福祉部健康局医療政策課

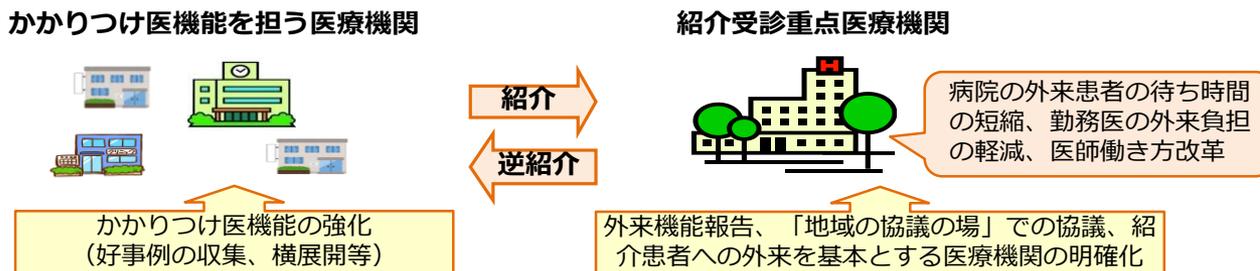
## 1. 外来医療の課題

- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要。

## 2. 改革の方向性

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、
  - ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告（外来機能報告）する。
  - ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
 → ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化
  - ・ 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより決定

➡ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与



〈「医療資源を重点的に活用する外来」のイメージ〉

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

## 医療資源を重点的に活用する外来

○「医療資源を重点的に活用する外来」(重点外来)は、以下の類型①～③のいずれかの機能を有する外来とする。

### ① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来

次のいずれかに該当した入院を「医療資源を重点的に活用する入院」とし、その前後30日間の外来の受診を、類型①に該当する「重点外来」を受診したものとする。(例:がんの手術のために入院する患者が術前の説明・検査や術後のフォローアップを外来で受けた等)

- Kコード(手術)を算定
- Jコード(処置)のうちDPC入院で出来高算定できるもの(※1)を算定  
※1: 6000cm<sup>2</sup>以上の熱傷処置、慢性維持透析、体幹ギプス固定等、1000点以上のもの
- Lコード(麻酔)を算定
- DPC算定病床の入院料区分
- 短期滞在手術等基本料2、3を算定

### ② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来

次のいずれかに該当した外来の受診を、類型②に該当する「重点外来」を受診したものとする。

- 外来化学療法加算を算定
- 外来放射線治療加算を算定
- 短期滞在手術等基本料1を算定
- Dコード(検査)、Eコード(画像診断)、Jコード(処置)のうち地域包括診療料において包括範囲外とされているもの(※2)を算定  
※2: 脳誘発電位検査、CT撮影等、550点以上のもの
- Kコード(手術)を算定
- Nコード(病理)を算定

### ③ 特定の領域に特化した機能を有する外来(紹介患者に対する外来等)

次の外来の受診を、類型③に該当する「重点外来」を受診したものとする。

- 診療情報提供料 I を算定した30日以内に別の医療機関を受診した場合、当該「別の医療機関」の外来

○「医療資源を重点的に活用する外来」の項目は、必要に応じて将来的に見直すことを検討。

# 紹介受診重点医療機関の設定に向けた県の方針

第7回熊本県地域医療  
構想調整会議  
(令和5年6月2日)資料3  
※一部修正

第9回熊本・上益城  
地域医療構想調整会議  
(令和4年7月30日)資料4  
※一部修正

- ◆ これまでの病診連携については、外来医療の機能も含め、地域で構築されてきた経緯がある。
  - ◆ また、地域のかかりつけ医の機能を担う病院や、専門医療を提供する診療所など、医療機関によって担う役割は様々である。
  - ◆ そのような地域の実情を踏まえ、
    - ① 重点外来基準に該当するが、紹介受診重点医療機関となる意向を有さない医療機関
    - ② 重点外来基準に該当しないが、紹介受診重点医療機関となる意向を有する医療機関を対象とし、地域としてどの医療機関を「紹介受診重点医療機関」とするか、地域調整会議において協議・決定※し、明確化する。
- ※ 重点外来基準を満たした医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する場合は、特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- ◆ 決定された紹介受診重点医療機関は、令和5年度に県から公表する。

# 熊本・上益城地域における紹介受診重点医療機関について

## [協議事項]

次の医療機関は、基準を満たすものの、紹介受診重点医療機関となる意向がないことが確認されたため、紹介受診重点医療機関選定の要否について協議が必要。

なお、いずれも地域で透析や手術等を中心に担っている医療機関であるが、紹介患者の診療を重点的に行っている医療機関ではない。

【事務局案】医療機関の意向が第一であること踏まえ、紹介受診重点医療機関として選定しない。

医療機関名	初診基準※1	再診基準※2	意向	紹介率／逆紹介率
鳥谷医院	52.4%	30.5%	×	0% / 0%
良町ふくしま クリニック	45.8%	95.7%	×	0% / 0%
仁誠会クリニック 新屋敷	88.5%	89.7%	×	0% / 0%

## [報告事項]

次の医療機関は、基準を満たし、かつ、紹介受診重点医療機関になる意向のある医療機関であるため、令和5年12月1日付けで紹介受診重点医療機関として県ホームページにおいて公表を行う。

医療機関名	初診基準※1	再診基準※2	意向	備考
くまもと森都総合病院	54.8%	31.4%	○	改めて確認を行ったところ紹介受診重点医療機関となる意向ありと申出

※1: 初診の外来件数のうち、医療資源を重点的に活用する外来の件数の占める割合が40%以上

※2: 再診の外来件数のうち、医療資源を重点的に活用する外来の件数の占める割合が25%以上

## 【参考】熊本・上益城地域における紹介受診重点医療機関（12月1日予定）

No	医療機関名	所在地	公表日
1	熊本大学病院	熊本市中央区本荘1丁目1番1号	8月1日
2	熊本医療センター	熊本市中央区二の丸1番5号	8月1日
3	熊本赤十字病院	熊本市東区长嶺南2丁目1番1号	8月1日
4	済生会熊本病院	熊本市南区近見5丁目3番1号	8月1日
5	熊本市民病院	熊本市東区東町4丁目1番60号	8月1日
6	熊本中央病院	熊本市南区田井島1丁目5番1号	8月1日
7	熊本地域医療センター	熊本市中央区本荘5丁目16番10号	8月1日
8	くまもと森都総合病院	熊本市中央区大江3丁目2番65号	12月1日